

福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市子どもの夢応援事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、子どもの社会性や自律性の育成及び地域で子どもを育む活動の活性化に向け、子どもたちが自主的に企画・実施するユニークで夢のある行事や活動を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の子どもをいう。
- (2) 小学校区 福岡市自治協議会に関する要綱第2条第1項に定める小学校区のことをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、地域の子どもの対象とし、子どもたちが企画、立案するなど主体的に関わるユニークで夢のある取り組みで、子どもを育む活動の活性化が期待される事業とする。ただし、次の各号に規定する事業については、補助金の交付対象外とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的又は政治的宣伝活動
- (3) 公序良俗に反する活動
- (4) 例年実施されており、恒例となっている活動
- (5) 本市及び他機関の補助制度の適用を受けている活動（育みネット支援事業による支援は除く。）
- (6) 単に既存の事業や行事（イベント）等に参加する活動
- (7) その他補助することがふさわしくないと区長が認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表1に定める経費区分及び内容等については、補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該事業費のうち補助対象経費の2/3以内とし、6万円を限度とする。

2 補助期間は、単年度とする。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

なお、本補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 地域で子どもを健全に育むことを目的とした団体又は地域の子どもの団体である。

(2) 代表者が成年者である団体である。

(3) 小学校区単位又は中学校区単位で活動している団体で、別表 2 に定める団体である。

(暴力団の排除)

第 8 条 区長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、同条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 区長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 区長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、別表 2 の 3 の項に該当する申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の申請)

第 9 条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した福岡市子どもの夢応援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）により区長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支計画書

(3) 申請団体の規約

(4) 申請団体の役員名簿

(5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 10 条 区長は、補助金の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市子どもの夢応援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）をもって通知する。

2 区長は、必要に応じ、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業の変更)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を変更する場合は、福岡市子どもの夢応援事業変更届（様式第 3 号）を区長に提出しなければならない。

(事業の中止)

第 12 条 補助金交付団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を中止又は廃止する場合は、福岡市子どもの夢応援事業中止届（様式第 4 号）を区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助金交付団体は、事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した福岡市子どもの夢応援事業実績報告書（様式第 5 号）により区長に報告しなければならない。

- (1) 事業成果報告書
- (2) 事業収支計算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条 区長は、事業の完了の報告を受けた場合、福岡市子どもの夢応援事業実績調査確認書（様式第 6 号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市子どもの夢応援事業補助金確定通知書（様式第 7 号）をもって通知する。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係) 補助対象外経費

経費区分	内容等
人件費	団体内部の賃金等
団体の直接的な運営費	事務室の賃借料, コピー機のリース料, 電話加入権等
活動内容自体の委託費	事業の事務, 企画, 運営, 調査等活動の中心となる部分の委託
工事請負費	施設整備の費用等
備品購入費	取得した時の性質, 形状を変えることなく比較的長期 (おおむね 2 年以上で, 税込 10,000 円以上) にわたって効用を発揮するもの
入場料	舞台芸術及び音楽鑑賞等に観衆又は聴衆として参加する場合の入場料等
食糧費	打ち上げ, 懇親会費, 酒類代等。ただし, 事業実施のために必要な昼食代, 弁当代等は 1 人当たり 500 円以内 (講師等は 1 人当たり 1,000 円以内), 茶菓代等は 1 人当たり 200 円以内の範囲で補助対象とし, 事業総額の 2 割を限度とする。
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費。

別表2 (第7条関係)

対 象 と な る 団 体
自治協議会，青少年育成連合会，子ども会育成連合会，小中学校PTA，小中学校おやじの会，中学校区青少年育成連絡協議会，その他基本的な活動の範囲が小学校校区又は中学校校区の範囲内である団体で，事業の実施にあたって，団体の会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体。